

# 確定申告は「自宅からe-Tax」、 市県民税申告は「郵送での提出」にご協力ください

所得税および復興特別所得税・  
事業税・市県民税の申告は

2月16日(月)～3月16日(月)まで

贈与税の申告と納税は3月16日(月)まで

個人事業者の消費税・地方消費税の申告は3月31日(火)まで

所得税および復興特別所得税（以下、「所得税等」と記載）・贈与税・個人事業者の消費税等・事業税・市県民税の申告が始まります。

## 問い合わせ

### ○所得税等

岡山東税務署 ☎086-225-3141  
西大寺税務署 ☎086-942-3815

岡山西税務署 ☎086-254-3411  
瀬戸税務署 ☎086-952-1155

※確定申告に関する手続、疑問  
解決には国税庁LINE公式アカ  
ウントが便利です！



国税庁LINE  
公式アカウント

○事業税 岡山県備前県民局 ☎086-233-9815

○市県民税 各区市税事務所 北区 ☎086-803-1176・1177 中区 ☎086-901-1609  
東区 ☎086-944-5011 南区 ☎086-902-3511

## 会場内の 混雑緩和のためのお願い

例年、申告会場は混み合います。ご理解とご協力をお願いします。

### ◆確定申告は自宅からスマホと マイナンバーカードでe-Tax



「確定申告書等作成コーナー」では簡単に申告書を作成できます。  
マイナポータル連携により給与・ふるさと納税・医療費などが自動入力！またキャッシュレス納付にもご協力ください。

### ◆確定申告会場での相談は事前予約で

当日、各会場で入場整理券を配付しますが、  
当日枠は限りがあります。2日前までにLINEからオンライン事前予約をお願いします。



### ◆市県民税申告も自宅で作成し郵送を

市HP内「個人市県民税の税額試算と申告書作成」コーナーから申告書を作成できます。  
完成後に印刷し、必要事項を記入の上、郵送でご提出ください。  
またマイナンバーカードを利用してパソコン・スマホから申告もできます。（自動計算されない部分があります。）



## 市県民税申告

申告会場	受付期間
北区市税事務所 (〒700-8544 北区大供一丁目2-3)	2月16日(月) ～3月16日(月) 各日9時～17時 (土・日曜、祝日を除く) ※お住まいの区の市税事務所での申告にご協力ください。 ※支所・地域センターでは受け付けていません。 ※申告相談は、電話でも受け付けています。 ※所得税等申告会場では、市県民税申告は受け付けていません。
中区市税事務所 (〒703-8544 中区浜三丁目7-15)	
東区市税事務所 (〒704-8555 東区西大寺南一丁目2-4)	
南区市税事務所 (〒702-8544 南区浦安南町495-5)	

## 所得税等申告会場

### 確定申告

管轄	申告会場	受付期間
岡山東税務署管内	ママカリフォーラム (岡山コンベンションセンター2階) (北区駅元町) ※税務署内には申告会場を設けていません。 ※駐車場は有料 ※西大寺・瀬戸税務署管内の人も利用可能	2月16日(月) ～3月16日(月) 各日8時30分～16時 ※当日の相談には、限りがあるため、後日の来場をお願いする場合があります。 ※相談は17時まで (土・日曜、祝日を除く) ※ママカリフォーラムに限り3月1日(日)に確定申告の相談、申告書の受け付けを行います。
岡山西税務署管内	西大寺税務署 (東区西大寺中二丁目)	
瀬戸税務署管内	瀬戸税務署 (東区瀬戸町瀬戸)	

○会場では、申告書は原則ご自身のスマホを使い作成していただきます。e-Tax送信の際に利用しますので、マイナンバーカードをご持参ください。その際に、マイナンバーカードのパスワード2種類（利用者証明用電子証明書（数字4桁）および署名用電子証明書（英数字6～16文字））が必要です。

○西大寺・瀬戸税務署で、不動産の売却や贈与税の相談を希望する人は、事前に相談可能日を所轄税務署へお問い合わせください。

○2月13日(金)以前の税務署窓口での相談は、事前予約が必要です。（当日受付は行っていません。）電話でも受け付けていますが、LINEによるオンライン事前予約をご利用ください。



### 【確定申告での注意事項】

○第二表の「住民税・事業税に関する事項」欄は、住民税・事業税の算定に必要な内容ですので、該当する項目がある人は漏れなく記入してください。記載がない場合、算定する税額などに影響がある場合があります。

※配当や株式の譲渡所得のある人、ふるさと納税などの寄附をした人、給与・公的年金以外の所得に係る市県民税の徴収方法を選択する人などは、特に記入漏れにご注意ください。

## 確定申告・市県民税申告が必要なケース

必要な申告

給与所得 がある人	所得税の納稅額が 出る人で ※1	給与収入金額が2,000万円を超える人	確定申告
		給与を2力以上 からもらっている人	
		給与や退職所得以外の所得と従たる給与収入との合計額が20万円を超える一定の人	
	給与を1力所からもらっていて、給与や退職所得以外の所得があり、その所得が20万円を超える人		
公的年金所得 がある人	給与以外の所得があり、上記に該当しない人 ※2		市県民税 申告
	給与支払報告書が事業所から提出されていない人		
	所得税の納稅額が 出る人で ※1	公的年金収入金額が400万円を超える人	確定申告
給与・公的年 金以外の所得 がある人		公的年金以外の所得 があり、 その所得が20万円を超える人	
		公的年金以外の所得があり、上記に該当しない人 ※2	市県民税 申告
公的年金等支払報告書が年金支給者から提出されていない人			
給与・公的年 金以外の所得 がある人	所得税の納稅額が 出る人 ※1		確定申告
	上記に該当しない人 ※2		市県民税 申告

※1 令和7年中の所得金額の合計額から所得控除を差し引き、その金額から計算した所得税額から配当控除額等を差し引いた結果、残額がある人（申告により税金の還付があるものを除く）

※2 令和7年中の所得金額の合計額が市県民税の非課税基準額以下の人を除く

- 非課税基準額 ①45万円（同一生計配偶者や扶養親族がない人）  
②35万円×（1+同一生計配偶者数+扶養親族数）+31万円

**給与所得者や公的年金所得者などで、次の人には申告することにより、源泉徴収された所得税等が還付されたり、市県民税が減額される場合があります。**

- 住宅借入金等特別控除を受ける人（令和7年中に住宅の購入や増改築などを行い、かつ一定の要件を満たしている人）
- 医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・寄附金控除などを追加する人
- 年の途中で退職した人（源泉徴収された所得税等の還付を受ける人）



※市県民税申告書は**令和8年1月1日**現在で居住する市区町村に提出してください。

**※所得税の確定申告をする人は、市県民税の申告は不要です（上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択することはできません）。**

### 申告時に持参するもの

- 申告する本人の本人確認書類（運転免許証など）
- 個人番号確認書類（マイナンバーカードなど）
- 同一生計配偶者、扶養親族および事業専従者などのマイナンバーが分かるもの※記載が必要だが、本人以外の個人番号確認書類の添付や提示は不要
- 確定申告書・市県民税申告書などが届いている人はその申告書など
- 給与や公的年金などの所得がある人は源泉徴収票の原本（確定申告書の提出のみの場合は不要）
- （代理人が申告する場合）代理権を確認できる書類および代理人の本人確認書類

### ――各種控除を受ける場合――

#### ●医療費控除（①②のいずれかを選択）

- ①従来の医療費控除→医療費控除の明細書

医療保険者から交付を受けた医療費通知（所定の事項が記載されたもの）の添付で明細書の記載を省略可

- ②セルフメディケーション税制→セルフメディケーション税制の明細書

※「医療費控除の明細書」などは国税庁HPから入手可

#### ●社会保険料控除→国民年金保険料・国民年金基金の掛金の控除証明書、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険などの保険料の支払金額が分かる書類

#### ●生命保険料・地震保険料控除→支払保険料控除証明書

#### ●障害者控除→身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳または福祉事務所長が発行する認定書（要支援2以上の要介護認定を受けた65歳以上の高齢者のうち、寝たきり、認知症など心身の状況により身体障害者などに準ずる者などとして認定された人が対象）など

※住宅借入金等特別控除・雑損控除・寄附金控除などを受けるために所得税の確定申告・還付申告をする人は、税務署にお問い合わせください。